

公立大学法人青森公立大学理事会名簿

職 名	氏 名	任 期	備 考
理事長	八 桁 幸 男	H29. 4. 1～H33. 3. 31	
副理事長	香 取 薫	H28. 4. 1～H30. 3. 31	学長
理事（非常勤）	今 喜 典	H29. 4. 1～H33. 3. 31	公益財団法人21あおもり 産業総合支援センター理事 長
理事（非常勤）	花 田 勝 美	H29. 4. 1～H33. 3. 31	青森中央学院大学学長
理事（非常勤）	小山内 豊 彦	H29. 4. 1～H33. 3. 31	青森県立保健大学特任教授
理事（非常勤）	小 野 大 介	H29. 4. 1～H33. 3. 31	青森トヨタ自動車(株)代表 取締役社長
監事（非常勤）	石 田 恒 久	H29. 4. 1～H31. 3. 31	石田法律事務所代表
監事（非常勤）	米 田 孝 嗣	H29. 4. 1～H31. 3. 31	前東北税理士会青森県支部 支部長・米田孝嗣税理士事 務所代表

公立大学法人青森公立大学定款（抜粋）

（理事会の設置及び構成）

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第16条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の議事）

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の議決事項）

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 学則、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

公立大学法人青森公立大学理事会規程

平成21年4月1日

規程第8号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第15条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 理事会は、定款第16条の規定に基づき、理事長が招集する。

(職務代理)

第3条 定款第17条第1項に規定する議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(監事及び役員以外の者の出席)

第4条 定款第17条第5項の規定により理事会に出席する監事は、議決に加わる権利を有しない。

2 理事会が必要と認めるときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録及び理事会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成21年規程第28号）に定める不開示情報及び理事会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務)

第6条 理事会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

理事会の議事録及び会議資料の公表に関わる取扱いについて

1 公開に関する根拠規程

公立大学法人青森公立大学理事会規程第5条第2項

前項の議事録及び理事会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程に定める不開示情報及び理事会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 公表に当たっての基本的な考え方

本規定の趣旨に鑑み、原則、議事録及び会議資料を公表する（本学 HP への掲載）。ただし、青森市情報公開条例において、不開示情報とされているものについては、公表しない。

※議事録は、不開示とする内容に下線を付け（構成員用）、公表時は下線部を削除する（公表用）。

※会議資料は、資料に一つでも不開示情報がある場合は、資料全体を非公表とする。

※一定の時期の到達で公表することができる情報も改めでの公表はしない。

青森市情報公開条例における不開示情報の主なもの

（第7条第2号）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

（第7条第5号）審議検討等情報

市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（第7条第6号）行政運営情報

市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 公表の時期及び手順

- ・ 議事録及び会議資料：会議後 1 か月以内
- ・ 事務局で作成した議事録・資料公表一覧を構成員に事前に配付 ⇒個別に各構成員から了承